

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市区所在の会社Bに入社し、事務職として勤務していた。

請求人によると、平成〇年〇月〇日午後4時5分頃、社内の炊事場でポットの湯を捨てるために小さな器に移し替えて流しに捨てようとしたところ、壁に右肩か右腕か右脇腹のあたりをぶつけ、はずみで湯が顔にかかり右眼の中にも入った。さらに、持っていた器を落とし、右腕にも湯がかかったとしている。

請求人は、直ちに、C病院に受診し「右眼熱傷、前腕Ⅱ度熱傷、右側胸部打撲傷、右肩打撲傷、頸椎捻挫」と診断され、その後、D病院やE病院などで加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後に障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）には該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の主張する上肢の機能障害、右頬の障害及び眼球の障害について、厚生労働省労働基準局長通達「障害等級認定基準」(以下「認定基準」という。)をもとに以下検討する。
- (2) 右肩関節可動域を上肢の機能障害で評価対象となる主要運動について検討すると、左肩関節の関節可動域の3/4以下に制限されていないことに加え、障害認定における参考可動域と比較しても3/4以下に制限されていないことから、認定基準に該当する機能制限は認められない。したがって、請求人の主張は認められず、障害等級には該当しない。
- (3) 右頬の感覚障害については、異常感覚に相当すると認められるが、認定基準上、その範囲が広いものに限り、障害等級に該当するとされており、請求人の異常感覚は、負傷時の治療状況に照らして範囲が限定されていることから障害等級には該当しない。
- (4) 眼球の障害については、医証において右眼の視野狭窄が認められるものの、その原因について、F医師は視神経疾患、視路疾患が疑われ、今回の傷病とは無関係と考えられるとの意見を述べている。視野狭窄は、視路である網膜、視神経、及び上位中枢神経のいずれかに生じた障害により発症する。請求人が受傷した右眼熱傷によって視野狭窄が発症する可能性はない。したがって、災害に起因するとは認められず、障害等級にも該当しない。

請求人は外斜視が今回の負傷によって生じたと主張しているが、F医師は「今回の傷病とは無関係である。」と明記している。斜視は眼球運動に関わる筋・神経系の異常によって発症するものであり、外傷によって同部の筋・神経系が障害を受ければ発症する可能性は考えられるが、請求人が受傷した右眼熱傷によって斜視が発症することは医学的にみて考えにくい。

- 3 以上のおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級に該当する障害であるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。